

番号：140080

国名：ミャンマー

担当部署：人間開発部

案件名：基礎教育改善アドバイザー運営指導調査（教育政策分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：教育政策分析
- (2) 格付：1号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年4月下旬から2014年6月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.2M/M、現地 0.7M/M、合計 0.90M/M
- (3) 業務日数：
 - 国内準備期間 2日
 - 現地業務期間 21日
 - 整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	教育政策にかかる各種業務
対象国／類似地域	ミャンマー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

ミャンマー国においては、50年にわたる軍政から民政移管された2011年以降、新政権による諸改革が急速に進み、それに呼応して教育セクターの改革も進められようとしている。次期国家開発計画の策定に向けた教育開発計画の策定の動き、教育制度についても現行の11年制から12年制への改編の動き、基礎教育行政の地方分権化等の動きなどがみられる。

基礎教育に関しては、その拡充が2011年3月に発足した新政権の重点課題の1つであり、国際レベルの教育を標榜し、国家教育法の制定や教育基本法の改訂、学制改革や基礎教育行政の地方分権化等、大規模な教育改革に着手している。特に、教育水準を国際レベルに向上させることは、新政権の教育政策として大統領が発表した「10項目の教育政策」（2011年3月）でも重点項目として掲げられている。

初等教育は、総就学率が117%（世界銀行、World Development Indicators Online(2010)）である一方、中退率は学年が進むにつれて上昇し、最終学年(5学年)では23%(ミャンマー教育省、Education Statistics Year Book(2008/9-2010/11))に達している。これは、家庭の貧困や親の季節労働等による影響と並んで、教育の質の低さや教員の資質・能力（教科教育の専門性、指導内容・教授法に対する知識等）が不足していることにより、子どもの学習への興味・関心を阻害していることも原因と考えられている。

こうした状況の下、JICAは1997年から、教育省計画訓練局(DEPT:Department of Educational Planning and Training)をカウンターパート(C/P)として、ミャンマーの基礎教育の質の向上にむけた継続的な協力を実施し、児童中心型教育(CCA:Child-Centered Approach)の全国普及に向けた取り組みを支援してきた。この結果、技術協力プロジェクト「児童中心型教育強化プロジェクト・フェーズ2」終了(2012年)以降は、ミャンマー教育省の独自予算でCCA研修が全国展開され、併せてプロジェクトで開発された教師用指導書が全国配布されている。

また、2012年6月から2014年5月まで「基礎教育改善アドバイザー」専門家を派遣し、ミャンマー基礎教育セクターの動向情報収集、政策的助言等を行うとともに、①ミャンマー教育省が実施する包括的教育セクターレビュー(CESR:Comprehensive Education Sector Review)実施への助言・支援、②CCA研修の全国展開に係るモニタリングに係る助言・支援、③新規案件開始準備にかかるC/Pの能力強化、④2013年1月に円借款契約が調印された「社会経済開発支援借款」モニタリング能力向上に係る技術支援を行うため、2013年5月から2014年3月まで「教育セクター情報収集・確認調査」を実施し、カリキュラム・教師教育分野で3名のコンサルタントを派遣した。

また、2013年10月から2014年2月まで基礎教育改善アドバイザー運営指導調査(教育政策分析)の調査団員を首都ネピドーに派遣し、教育省における情報収集に加え、教員需給予測、学制改革に関するコスト分析等、教育改革に関する分析・提言を行ってきた。

これらの経緯から、ミャンマー政府は現在教育基本法、初等教育カリキュラムの検討状況も終盤に差し掛かっている状況である。また、CESRの初等カリキュラム枠組みに則り、JICAは技術協力プロジェクト「初等教育カリキュラム改訂プロジェクト」を2014年5月に開始することを予定しており、新カリキュラムに則った新教科書・アセスメントおよび教師教育を包括的に支援することとしている。

本業務は、ミャンマー教育省の行う教育改革の動向について分析の上、日本の事例や他国の事例と比較・分析した上で調査結果を提示し、もって教育大臣等教育省のハイレベルに対して教育改革に対する提言を行うことを目的とし実施するものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ミャンマー教育省の行う教育改革の動向について分析の上、日本の事例や他国の事例と比較・分析した上で調査結果を提示し、教育大臣等教育省の幹部に対してミャンマー国の教育行政、教育改革のあり方および実施方法など教育行政に関する高度な政策的提言を行うことを目的として派遣される。具体的業務は以下のとおりである。具体的業務は以下のとおりである。

(1) 国内準備期間(2014年5月上旬)

① ミャンマー国政府文書、既存のJICA報告書、開発パートナー作成の報告書等をレビュー

し、同国教育セクターの現状と課題およびこれまで我が国が実施してきた協力の概要を把握する。

- ② 業務の全体期間について、業務実施計画書（和文）を作成しJICA人間開発部へ提出するとともに、業務計画の確認を行う。
- (2) 第1次現地業務期間(2014年5月上旬～5月下旬)
 - ① JICAミャンマー事務所、C/P機関に業務実施計画書を提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 教育分野の主要政策文書の分析およびC/P機関との協議等を通じ、ミャンマーの初等・中等教育における教育改革に係る情報を収集する。
 - ③ 現在進められているミャンマー国の教育改革を含めた、教育行政のあり方およびその実施方法について、日本・他国の事例や国際動向と比較した上で、C/P機関と協議しながら分析を行い、具体的なアクションプランを提示する。具体的には、教員の需要予測に基づく配置計画、学校数・教室数の需要予測に基づく学校配置計画、学制改革に関するコスト分析等が想定される（C/Pと協議の上決定する）。
 - ④ 当該期間の現地業務完了に際し、JICAミャンマー事務所、C/P機関に対し、業務の成果、提言等を含む報告書案(和文、英文)を作成、提出し、現地業務結果の報告を行う。
 - (3) 整理期間(2014年6月上旬)
 - ① 業務完了報告書(和文、英文)を作成し、JICA人間開発部に提出するとともに、派遣期間中の活動の成果、課題等に関する報告を行う。
 - ② 現地調査結果に基づき、JICAミャンマー事務所およびJICA人間開発部に対して、JICAの支援の方向性に関する提言を行う。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 業務実施計画書（和文）：JICAミャンマー事務所 1部、JICA人間開発部 1部
- (2) 業務完了報告書（和文、英文）：JICAミャンマー事務所 各1部、JICA人間開発部 各1部
電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めていただき、航空券の手配についてもコンサルタントの方で行っていただきます。
- (2) 臨時会計役の委嘱
以下に記載の一般業務費については、当機構ミャンマー事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。
 - ・車両関係費（ネピドーにおける車輛のみ）臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
上記派遣期間に応じてコンサルタントが提案してください。
 - ② 現地での業務体制
本業務にかかる調査団は本コンサルタントのみです。
 - ③ 便宜供与内容

当機構ミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（ただし、ネピドーでの滞在期間の車両借上げについては、ミャンマー事務所にて予約の上、上記臨時会計役の委嘱により、業務従事者が支払を行うことを想定しています。）

エ) 通訳備上

必要に応じ、英語⇄ミャンマー語の通訳を備上します。

オ) 現地日程のアレンジ

機構がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

ミャンマー教育省で提供

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

・ミャンマー国教育セクター情報収集・確認調査ファイナルレポート

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 教育行政、教育評価等に関する知識および経験（日本、他国の事例を含む）を有することが求められます。
- ③ ネピドーにある教育省内の執務スペースで執務いただくことを想定しています。
- ④ ミャンマー受入手続き等の事情により、履行期間その他の契約内容の変更があり得ます。

以上